

施行細則

(目的)

第1条 この細則は、1818 Society Japan Chapter 会則（以下「会則」という。）第22条の規定に基づき、1818 Society Japan Chapter（以下「本会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会則第4条第1項第3号の「前各号に準ずる者として役員会が認めた者」とは、次の者をいう。

- (1) 世界銀行グループの正規職員であったもので世銀の年金（選択年金含む）の受給者
- (2) 日本理事室職員であった者
- (3) 日本国の国家公務員、地方公務員からの派遣、公共団体・企業等から派遣された者
- (4) 本条第1項、第2項、第3項に該当する者にくわえて、長期・短期を問わず、何らかの形（コンサルタントを含む）で世銀に勤務した経験のある者で、役員会が個別に認めた者
- (5) 上記（1）から（4）項該当者の配偶者

(准会員)

第3条

- (1) 会則第4条第2項に沿って、世銀に勤務経験の無い者のための準会員制度を設ける。
- (2) 準会員は、会則第9条に定める総会での議決権を有せず、会則第12条に基づく役員になることができない。
- (3) 準会員の入会は、役員会の定める基準と方法に拠る。最新の基準は、2024年7月5日の総会に提出された資料に記載されたものとする。
- (4) 準会員の種別は次の通りとする。
 - ① 賛助会員：会員の推薦を受けた者で役員会にて承認した者。
 - ② 客員会員：勉強会講師を受けた者で幹事会にて承認した者。
 - ③ 名誉客員会員：幹事会全会一致の決定に拠り承認された者。

(入会金及び年会費)

第4条 従来の入会金および年会費の水準（次の括弧内の金額は、2024年度までの金額を示す）を改め、2025年7月1日に始まる2025年度より、本会会則第6条に定める会員（准会員を除く）入会金及び年会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 1,000円（2024年度まで2000円）
- (2) 年会費 2,000円（2024年度まで3000円）

2 前項の規定は、会則第5条に定める休会会員が通常会員に復帰した場合、復帰した年度の年会費の額についてもこれを準用する。

3 賛助会員の年会費は次のとおりとする。入会金は無しとする。

(1) 賛助会員 1 : 18 歳以上 35 歳以下 1000 円

(2) 賛助会員 2 : 35 歳超 3000 円

4 名譽客員会員の年会費は不要とする。

5 客員会員の年会費は当初 2 年間を無料とし、3 年目以降は 3000 円とする。

6 会員および準会員に適用される年会費は、年度の途中で加入した会員には、加入する時期に応じて四半期割りで計算した金額とする。

(新規加入及び年会費の払い込み)

第 5 条 新たに会員・準会員になろうとする者は、前条に定める入会金及び初年度の年会費の送金を所定の本会銀行口座に、振り込むことによって行い、本会加入担当幹事に振り込み完了を連絡することにより入会手続きの完了とする。

2 前項に定める場合のほか、会員・準会員は、その年度の年会費を毎年 6 月末日までに本会に納付するものとする。

3 会員は、前項の規定にかかわらず、複数年度の年会費を一括して前納することを妨げない。

4 年齢 55 歳以上の会員が、前項の規定に基づき 15 年度分の年会費を一括して納付した場合は、以降の年会費を免除される。

(休会)

第 6 条 会員が海外勤務その他のやむを得ない事由により、会員としての活動を一時停止する場合は、休会届を遅滞なく本会に提出するものとする。

2 前項に定める休会届を提出した会員は、休会期間中の年会費の免除を受けることができる。

3 前項の会員は、休会期間中、原則として会則第 3 条の事業に伴う給付等を停止される。ただし、同条第 4 号の事業についてはこの限りでない。

(年会費の滞納)

第 7 条 会員が年会費を滞納した場合は、原則として翌年度より、会則第 3 条の事業に伴う給付等（総会での議決権行使を含む）を停止される。

2 会員が第 6 条に基づく休会届けを提出することなく、年会費を滞納していた場合であって、かつ、会費滞納期間の間、本会の活動に何ら参加していない時は、役員会の判断において延滞金の請求を差し控えることができる。但し、以上に関わらず、会員はかかる延滞金の請求停止を役員会に求める権利を有しない。

3 前項に基づき役員会の判断において延滞金の請求を控える決定をした場合であっても、会員が本会の活動に一部でも参加した時点において、当該年度の年会費の全額を直ちに納めなければならない。

4 第 6 条に基づく休会届を提出することなく会費を納めていなかった会員が本会の活動の一部に参加した場合において、活動参加から 3 か月以上の間、前項に基づく年会費の支払いを怠ったときは、幹事会の判断において、当該会員に対する活動の案内停止を

含む、見做し休会の扱いを行うことができる。但し、会員が当該延滞を解消した時点で、当該措置は解除される。

5. 準会員は、年会費の支払いを3か月以上延滞した場合には、役員会の判断において、退会したものと見做すことができる。

(退会)

第8条 会員が退会しようとする場合は、遅滞なく退会届（別紙様式第3）を本会に提出するものとする。

(役員の任期満了日)

第9条 会則第13条第1項に定める役員の任期は、任期が到来する年の定期総会の日までとする。

(施行細則の改正)

第10条 本施行細則の改正は役員会の決定に拠る。

附 則

1. この施行細則は、2007年1月1日から施行する。
2. この施行細則について改訂を行い、会則の改訂と同時に、2025年1月10日から施行する。